

船舶事故調査報告書

平成23年10月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成23年3月15日（火） 06時40分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港外 水島港西1号防波堤灯台から真方位251° 3.62海里（M）付近 （概位 北緯34° 26.9′ 東経133° 39.9′）
事故調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 油送船 ^{にししょう} 日暮丸、3,403トン 141075、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、朝日海運株式会社 104.84m×16.00m×7.80m、鋼 ディーゼル機関、3,900kW、平成21年7月8日 B モーターボート 中山丸、5トン未満 271-30458岡山、個人所有 6.80m（Lr）×2.56m×1.17m、FRP ディーゼル機関（船内外機）、110.33kW、平成9年1月
乗組員等に関する情報	A 航海士A 男性 59歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和47年10月6日 免状交付年月日 平成23年1月11日 免状有効期間満了日 平成28年2月25日 甲板員A 男性 28歳 B 船長B 男性 69歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年6月21日 免許証交付日 平成19年7月17日 （平成25年6月20日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長B）
損傷	A 船尾部ペイント剥離 B 船首部大破
事故の経過	A船は、船長、航海士A及び甲板員Aほか7人が乗り組み、水島港外において錨泊し、停泊灯を表示するとともに錨泊中を示す黒色球形象物を掲げ、航海士A及び甲板員Aの2人が船橋当直に就き、レーダーを3Mレンジでオフセンターを使用し、船尾方が約1M映るように調整して監視に当たった。

	<p>航海士A及び甲板員Aは、レーダー画面で右舷船尾方1M付近にB船を認めたと、その航跡を見てA船の船尾方を無難に通過するものと判断し、その後、周辺を行き来する漁船の監視を行っていたところ、平成23年3月15日06時40分ごろ、B船の船首部がA船の船尾部にほぼ正船尾方から衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、倉敷市高梁川潮留堰<small>たかはしがわしおどめせき</small>の下流右岸の係留地を出航し、対地速力約23ノットとして手動操舵で南南西進中、倉敷市小杓島<small>こしやく</small>を左舷正横に見る頃、船長Bが、前方を一見して支障となる船を認めなかったため、釣り場に着いてすぐに釣りを始められるように操舵室を離れてキャビンに入って新しく購入した釣り具の準備を始めた。</p> <p>船長Bは、しばらくして大きな音と衝撃を受け、衝突に気付いた。</p> <p>A船は、衝突後、船長Bの安否を確認するとともに海上保安庁に本事故発生を通報し、自力航行できなくなったB船の漂流防止のため、A船に係留した。</p> <p>船長Bは、衝突後、海上保安庁に本事故発生を通報するとともに知人へ連絡し、B船は、駆けつけた知人の船にえい航されて倉敷市玉島港に入港した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、民間会社が受信したAIS記録によると、06時38分23秒における船首方向が真方位241°、船位が北緯34度26分56.2秒東経133度39分51.8秒であった。</p> <p>B船は、舵中央で航行する場合、右転する傾向があり、左への当て舵を要した。</p> <p>本事故発生当日の発生場所付近の日出時刻は、06時20分であった。</p> <p>船長Bは、膨張式の救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>A船は、水島港外で錨泊中、航海士A及び甲板員Aが、レーダーでB船を認めてB船が船尾方を通過するものと思い、周辺を行き来する漁船を監視していたことから、B船が接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、水島港外を南南西進中、船長Bが、釣り具の準備を行うためキャビンに入り、操舵室を離れて見張りを行っていなかったことから、A船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、水島港外において、A船が錨泊中、B船が南南西進中、船長Bが、操舵室を離れて見張りを行っていなかったため、A船に接近していることに気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	